

2019年12月26日

各位

酒井重工業株式会社

代表取締役社長 酒井一郎



## 国の認証を受けていない弊社指定工場における大型特殊自動車の不適切な分解整備作業について

酒井重工業株式会社とサービス業務に関して委託契約をしている弊社指定工場の一部拠点において、道路運送車両法に基づいた分解整備作業の整備工場として国の認証を受けていないにも関わらず、大型特殊自動車(車検ナンバープレート付き)に該当するタイヤローラ、路面切削機について不適切な分解整備作業を行った事実が3件判明しましたので、このたび国土交通省に報告いたしました。

お客さまをはじめ関係者の皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけすることになりましたこと、深くお詫び申し上げます。

不適切な分解整備作業の内容および対象台数、発生原因、再発防止策につきましては、下記のとおりご報告申し上げます。

### 記

#### 1. 不適切な分解整備作業の内容

公道を走行するために車検を取得した大型特殊自動車の分解整備作業は、道路運送車両法(第78条)に定められており「自動車分解整備事業」の認証が必要となります。

このたび、その認証を受けていない弊社指定工場(以下 未認証工場という)で分解整備に該当する作業を実施していたものです。

#### 2. 不適切な分解整備作業の対象台数

未認証工場16社、44拠点のうち3社、3拠点、3台に対し分解整備に該当する作業を実施していました。

なお、3台のうち振動タイヤローラと路面切削機に対しては既に国の認証を受けている弊社指定工場で安全確認のための点検整備作業を完了しております。

また残り1台のタイヤローラは、継続車検を実施しておらず、登録抹消済みであります。

### 3. 発生原因

対象となる大型特殊自動車の分解整備に該当する作業を実施するには国の認証を受けている整備工場で行うことになっていますが、法令の知識および遵守が欠けていたことにより発生したものです。

### 4. 再発防止策

分解整備に該当する作業の修理依頼を受注した際は、必ず認証を受けている整備工場に外注することを指導いたします。

また分解整備作業に対する教育の実施および、認証の取得を促してまいります。

今後、弊社としましては管理を徹底し、再発防止に努めるとともに、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ窓口

酒井重工業株式会社

グローバルサービス部 サービス室 小室・関口

電話番号 0480-52-5154

以上